

平成 21 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 カワ サ キ  
代表者名 代表取締役社長 川崎 治  
(コード番号 3 0 4 5 大証第二部)  
問合せ先 取締役管理部長 大下 実  
TEL : (072) - 439 - 8011

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 11 月 27 日開催予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行(株券電子化)されました。これに伴い、株券の存在を前提とした規程の削除、条数の繰り上げ及びその他所要の変更を行うものであります。
- (2) 株券電子化を機に、当社の株式に関する手数料を無料化したことに伴い、現行定款 9 条につき所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次頁のとおりであります。

現 行	変 更 案
<b>第 1 章 総 則</b>	<b>第 1 章 総 則</b>
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 ＜現行どおり＞
<b>第 2 章 株 式</b>	<b>第 2 章 株 式</b>
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 ＜現行どおり＞
第 7 条 (株券の発行) <u>当社は、その株式に係る株券を 発行する。</u>	<u>(削 除)</u>
第 8 条 (単元株式数及び単元未満株券の不 発行) 当社の単元株式数は、100 株とす る。 ② <u>当社は、その株式に係る株券を発 行しない。</u>	第 7 条 (単元株式数)  ＜現行どおり＞  <u>(削 除)</u>
第 9 条 (株式取扱規程) 当社の <u>株券の種類、株主（実質 株主名簿に記載又は記録された実 質株主を含む。以下同じ。）の氏名 等株主名簿（実質株主名簿を含む。 以下同じ。）記載事項の変更、単元 未満株式の買取請求の取扱い、そ の他株式に関する手続並びに手数 料は、取締役会の定める株式取扱 規程による。</u>	第 8 条 (株式取扱規程) 当社の <u>単元未満株式の買取請求 の取扱い等の株式に関する取扱い</u> は、取締役会の定める株式取扱規 程による。
第 10 条 (条文省略)	第 9 条 ＜現行どおり＞

<b>第 3 章 株主総会</b>	<b>第 3 章 株主総会</b>
<p>第 <u>11</u> 条 (基準日)          当社は、毎年 8 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>第 <u>10</u> 条 (基準日)          当社は、毎年 8 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>第 <u>12</u> 条～第 <u>16</u> 条          (条文省略)</p>	<p>第 <u>11</u> 条～第 <u>15</u> 条          &lt;現行どおり&gt;</p>
<b>第 4 章 取締役及び取締役会</b>	<b>第 4 章 取締役及び取締役会</b>
<p>第 <u>17</u> 条～第 <u>21</u> 条          (条文省略)</p>	<p>第 <u>16</u> 条～第 <u>20</u> 条          &lt;現行どおり&gt;</p>
<b>第 5 章 監査役及び監査役会</b>	<b>第 5 章 監査役及び監査役会</b>
<p>第 <u>22</u> 条～第 <u>26</u> 条          (条文省略)</p>	<p>第 <u>21</u> 条～第 <u>25</u> 条          &lt;現行どおり&gt;</p>
<b>第 6 章 取締役及び監査役の責任免除</b>	<b>第 6 章 取締役及び監査役の責任免除</b>
<p>第 <u>27</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>26</u> 条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<b>第 7 章 計 算</b>	<b>第 7 章 計 算</b>
<p>第 <u>28</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>27</u> 条 &lt;現行どおり&gt;</p>

<p>第 29 条 （剰余金の配当）</p> <p>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に<u>記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者</u>に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 2 月末日の株主名簿に<u>記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者</u>に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 30 条～第 31 条 （条文省略）</p>	<p>第 28 条 （剰余金の配当）</p> <p>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に<u>記録された株主又は登録株式質権者</u>に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 2 月末日の株主名簿に<u>記録された株主又は登録株式質権者</u>に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 29 条～第 30 条 ＜現行どおり＞</p>
---	--